

平成25年度決算に基づく熊本市の財政の健全化判断比率及び
公営企業の資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、
平成25年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

記

1 健全化判断比率

(単位:%)

区 分	熊 本 市 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	10.6	25.0	35.0
将来負担比率	122.5	400.0	

2 資金不足比率

(単位:%)

区 分	熊 本 市 資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用 企 業	病院事業会計	—
	水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	下水道事業会計	—
	交通事業会計	100.4
法 非 適 用 企 業	食肉センター会計	—
	農業集落排水事業会計	—
	食品工業団地用地会計	—